R07-04720-01106
令和７年５月２９日

介護老人保健施設（多床室）　管理者　様
Ⅱ型・Ⅱ型特別　介護医療院（多床室）　管理者　様
短期入所療養介護（多床室）　管理者　様

長崎県長寿社会課長

【重要】令和７年８月からの室料相当額控除に係る体制等に関する届出について

本県の介護保険事業の推進につきましては、日頃から御理解・御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和６年度介護報酬改定に伴い、令和７年８月から一定の条件を満たす多床室の介護老人保健施設、多床室のⅡ型・Ⅱ型特別 介護医療院、それらの施設に附随する（介護予防）短期入所療養介護事業所について、室料相当額控除が適用されます。

多床室の介護老人保健施設等については、下記のとおり届出の提出が必要となりますので、ご対応をお願い申し上げます。

なお、令和７年８月からの室料相当額控除に係る以下の体制届は、提出期限を令和7年７月１５日（火曜日）とします（郵送の場合、当日の消印有効）ので、申し添えます。

記

１．令和６年度（2024 年度）介護報酬改定における室料相当額控除に係る体制届

| 届出項目 | 対象 |
|---|---|
| 室料相当額控除 | 介護老人保健施設　多床室<br>介護老人保健施設　「療養型」で多床室<br>介護老人保健施設　「その他型」で多床室<br>Ⅱ型介護医療院　多床室<br>Ⅱ型特別介護医療院　多床室<br>短期入所療養介護（介護老人保健施設）　多床室<br>短期入所療養介護（Ⅱ型介護医療院・Ⅱ型特別介護医療院）　多床室<br>介護予防短期入所療養介護（介護老人保健施設）　多床室<br>介護予防短期入所療養介護（Ⅱ型介護医療院・Ⅱ型特別介護医療院）　多床室 |
| 詳しくは、県ホームページ掲載の<br>【介護老人保健施設・介護医療院・（介護予防）短期入所療養介護】室料相当額の控除（令和７年８月～）について　の資料をご覧ください。<br>概要（厚労省資料抜粋）は、３ページ目のとおり。 | |

裏面に続く→

2．届出書類

（１）室料相当額控除

・別紙２　介護給付費算定に係る体制等に関する届出書

・別紙１-１　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス）

・別紙１-２　介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（介護予防サービス）

※介護予防短期入所療養介護のみ

・長崎県参考様式付表【室料相当額控除】

※様式の掲載先

長崎県ホームページ

ホーム＞分類で探す＞福祉・保健＞高齢者・介護保険＞介護保険事業者の諸手続き＞加算・減算の届出

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shinsei-henkou/taisei/

3．届出がない場合の取扱いについて

期限までに届出がない場合、国保連合会の審査においてエラーとなる可能性がありますのでご留意ください。

4．提出先

届出は、電子申請届出システム、郵送又は窓口でご提出ください。

＜電子申請届出システム＞

長崎県ホームページ

ホーム＞分類で探す＞福祉・保健＞高齢者・介護保険＞介護保険事業者の諸手続き＞

介護事業所の指定申請等の「電子申請届出システム」の運用開始について

https://www.pref.nagasaki.jp/bunrui/hukushi-hoken/koreisha/shinsei-henkou/kaigo_dennsisinnseitodokede/

＜郵送の場合の送付先＞

〒850-8570　長崎市尾上町３－１

長崎県長寿社会課　施設・介護サービス班　宛

＜問合せ先＞

長崎県 福祉保健部 長寿社会課 施設・介護サービス班

電話 095-895-2436(直通)

メール　saigai-houkoku04720@pref.nagasaki.lg.jp

# 4.（1）⑨　多床室の室料負担

## 概要

【短期入所療養介護★、介護老人保健施設、介護医療院】

○　「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設並びに「Ⅱ型」の介護医療院について、新たに室料負担（月額８千円相当）を導入する。【告示改正】

## 単位数

【短期入所療養介護、介護老人保健施設、介護医療院】

＜現行＞

なし

▶

＜改定後＞

**該当する施設の多床室について、室料相当額減算**として▲26単位/日（新設）

**該当する施設の多床室における基準費用額（居住費）**について＋260円/日（新設）

## 算定要件等

○　以下の多床室（いずれも８㎡/人以上に限る。）の入所者について、基本報酬から室料相当額を減算し、利用者負担を求めることとする。（新設）

- 「その他型」及び「療養型」の介護老人保健施設の多床室
- 「Ⅱ型」の介護医療院の多床室

○　ただし、基準費用額（居住費）を増額することで、利用者負担第１～３段階の者については、補足給付により利用者負担を増加させない。